

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託
に係る企画提案募集要項

令和6年5月

山梨県福祉保健部 健康増進課

1 実施の目的

本県の令和5年の自殺者数（発見地ベース）は215人となり、自殺死亡率は全国ワーストと、自殺防止を図るための水際対応を強化する必要がある。

青木ヶ原樹海周辺における対策として、青木ヶ原樹海周辺を無人航空機で巡回し、自殺企図の疑いがある者への声かけと保護を行うことで、自殺者の減少を図ることを目的とする。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務
- (2) 業務内容
別添「無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務仕様書」（以下、仕様書）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）
- (3) 委託料上限額
金10,208,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 契約期間
契約を締結した日～令和7年3月31日
- (5) 履行場所
青木ヶ原樹海周辺

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年5月31日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年6月6日（木） |
| (3) 質問回答 | 令和6年6月10日（月） |
| (4) 企画書の提出期限 | 令和6年6月21日（金） |
| (5) 審査委員会 | 令和6年6月27日（木） |

4 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登録されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切な者であると認められる者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（公邸手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと

- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 本業務を適切に履行できる技術的要件を備えた者であること。具体的には仕様書4巡回機材に関する要件、仕様書5受注者の技術・実績に関する要件を満たす者であること。

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和6年5月31日（金）～令和6年6月6日（木）
- (2) 提出先 山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとし、件名を「無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和6年6月10日（月）までに山梨県福祉保健部健康増進課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>）に掲載する

6 企画書の提出について

当業務の受託を希望する者は、次により必要書類を持参又は郵送で提出すること

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 物品等競争入札参加資格審査結果通知書（4の（2）に該当することの証明書類）の写し
 - ウ 誓約書（様式2）
- (2) 提出部数
企画提案書 6部
- (3) 提出期限
令和6年6月21日（金） 午後5時まで必着（郵送の場合も同様）
- (4) 企画提案書類作成上の注意点
別添「無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務企画提案書作成における留意事項」を参照すること
- (5) その他
郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話での確認の連絡を行うので、郵送後3営業日以内に連絡がない場合には事務局に問い合わせること
提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない
- (6) 提出先及び問い合わせ先
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当

(電話) 055-223-1495 (FAX) 055-223-1499

(7) 企画提案書の審査会開催予定日

令和6年6月27日(木) 午後を予定

※時間等、詳細は別途連絡する

7 審査方法・基準

(1) 応募のあった提案内容について、提出された企画提案書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案をした者を決定する

審査は、次の評価項目により点数評価を行う

審査項目	評価基準	配点
業務理解度	委託事業の目的と、事業の実施に必要な申請手続きや関係機関との調整等について、十分理解の上、提案しているか。	10
巡回飛行に関すること	使用する巡回機材は適切か。 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。	35
初動対応に関すること	対応方法は適切か。 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。	15
広報に関すること	提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。	10
過去業務の経験	過去の受託業務の実績から効果的な事業の実施が期待できるか。	15
その他の提案	自殺防止に向けた対策に関し、効果的な提案をしているか。	5
価格	積算の内容は妥当か	10

(2) 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見徴収を省略する場合がある。

(3) 参加が無効になる場合

参加意思表明書及び企画提案書等が以下の項目のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 委託料が上限額を超えるもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 参加資格のないもの

(4) 審査結果の通知

令和6年7月上旬に結果を通知する

8 契約の締結等

- (1) 7により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

9 連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館1階

山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当

電話 055-223-1495

電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務企画提案書 作成における留意事項

1 総則

- ① 文字サイズは12ポイント程度とする。
- ② 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出書類は、返却しない。
- ④ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

2 企画提案書の構成

以下の内容を必ず記載し、加えて提案の特徴や優位点等を示すこと

- ① 表紙(事業者名、担当者名、審査委員会当日に疑義照会する場合の連絡先を記載すること)
- ② 提案内容
 - (1) 無人航空機を用いた巡回
 - ・使用する機材の機能
(業務仕様書第4で定める要件を満たすことが分かる内容を記載すること)
 - ・巡回飛行の基本的な考え方
 - ・巡回実施回数
 - (2) 自殺企図の疑いがある者に対する初動対応
 - ・初動対応時の基本的な考え方
 - ・実施体制
 - (3) 周辺住民等への広報等
 - ・広報の方法
- ③ 受注実績等
(業務仕様書第5で定める要件を満たすことが分かる内容を記載すること)
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 見積書(様式自由)

3 仕様書の委託業務の内容(2)～(5)以外の提案について

仕様書の委託業務の内容(2)～(5)に加えて、委託料上限額の範囲内で、本事業目的の達成に有効な業務を提案することができる。この場合、企画意図、実施内容等を企画提案書に記載すること。